

(別表 1) 主務大臣による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される食品等の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第55条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
アメリカ合衆国	－	－	食肉(別紙US-A1)(厚)
	－	－	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品(別紙US-S3)(農)	－	－
アルゼンチン	－	－	食肉(別紙AR-A1)(厚)
イスラエル	水産食品(別紙IL-S1)(農)	－	－
インド	水産食品(別紙IN-S1)(農)	－	水産食品(別紙IN-S1)(農)
	養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉 (別紙IN-F1)(農)	－	－
	食品(別紙IN-O1)(農)	－	－
インドネシア	水産食品、飼料用水産物(別紙ID-S1)(農)		水産食品、飼料用水産物(別紙ID-S1)(農)
ウルグアイ	－	－	食肉(別紙UY-A1)(厚)
英国	水産食品(別紙EU-S1)(農)	－	－
	水産物(別紙EU-S2)(農)	－	－
	－	－	ペットフード等(別紙EU-F1)(農)

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
欧州連合	－	－	食肉（別紙EU-A1）（厚）
	－	－	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3、ZZ-A1）（厚）
	－	－	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）
	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）（厚）
	水産物（別紙EU-S2）（農）	－	－
	－	－	ペットフード等（別紙EU-F1）（農）
	混合食品（別紙EU-C1）（農）	－	－
オーストラリア	－	－	食肉（別紙AU-A1）（厚）
	かき（別紙AU-S2）（農）	－	－
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	－	－
カタール	水産食品（別紙QA-S1）（農）	－	－
カナダ	－	－	牛肉（別紙CA-A1）（厚）
シンガポール	－	－	食肉（別紙SG-A1）（厚）
	－	－	食肉製品（別紙SG-A2、ZZ-A1）（厚）
	－	－	家きん卵製品（別紙SG-A4）（厚）
	原料用の乳及び乳製品（別紙SG-A5）（農）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
スイス	水産食品（別紙EU-S1）（農）	－	－
	水産物（別紙EU-S2）（農）	－	－
スリランカ	水産食品（別紙LK-S1）（農）	－	－
タイ	－	－	豚肉（別紙TH-A2）（厚）
	－	－	農畜水産食品（別紙TH-01）（農）
	－	－	青果物（別紙TH-P1）（農）
大韓民国	畜産加工品、食肉・卵含有加工品 （別紙KR-A2）（農）	－	畜産加工品、食肉・卵含有加工品 （別紙KR-A2）（農）
	水産食品（別紙KR-S1）（厚）	－	水産食品（別紙KR-S1）（厚）
	水産製品（別紙KR-S3）（農）	－	－
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	－	－
台湾	－	－	牛肉（別紙TW-A1）（厚）
	－	－	牛肉製品（別紙TW-A3、ZZ-A1）（厚）
	－	－	豚肉製品（別紙TW-A4、ZZ-A1）（厚）
	貝類（別紙TW-S1）（農）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
中華人民共和国	－	－	農畜水産食品（別紙CN-01）（農）
	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	－	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水産物（別紙CN-S2）（農）	－	活水産物（別紙CN-S2）（農）
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	－	－
	たばこ（別紙CN-L1）（財）	－	－
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	－	－
トルコ	水産食品、飼料用水産物（別紙TR-S1）（農）	－	－
ナイジェリア	水産食品（別紙NG-S1）（農）	－	水産食品（別紙NG-S1）（農）
ニュージーランド	二枚貝（別紙NZ-S1）（農）	－	－
	水産食品（別紙NZ-S2）（農）	－	水産食品（別紙NZ-S2）（農）
ノルウェー	水産食品（別紙EU-S1）（農）	－	－
	－	－	ペットフード等（別紙EU-F1）（農）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
ブラジル	－	－	牛肉（別紙BR-A1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S1）（厚）	－	水産食品（別紙BR-S1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	－	－
	清涼飲料水（別紙BR-V1）（農）	－	－
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	－	－
ベトナム	水産食品（別紙VN-S1）（農）	－	－
香港	－	－	牛肉（別紙HK-A1）（厚）
マレーシア	畜水産食品（別紙MY-S1）（農）	－	
メキシコ	水産食品（別紙MX-S1）（農）	－	－
モルディブ	水産食品（別紙MV-S1）（農）	－	－
ヨルダン	水産食品（別紙JO-S1）（農）	－	－
ロシア	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	－	－
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	－	－
南極海洋生物資源管理委員会締約国	めろ（別紙ZZ-S3）（農）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
複数国向け	一元的な輸出証明書発給システム（ZZ-01）（農）	－	－
	放射性物質関連（ZZ-02）（農）	－	－
	自由販売証明（食品）（別紙ZZ-01、ZZ-03）	－	－
	政府間の取り決めによらない輸出食品（別紙ZZ-04）（厚）		
	自由販売証明（飼料等）（別紙ZZ-01、ZZ-F1）	－	－
	GCC加盟国向け輸出加工食品（ZZ-05）（農）		
	第三国由来水産動物等（別紙ZZ-S5）（農）	－	－
	試験研究用水産動物（別紙ZZ-S6）（農）	－	－

(別表２) 都道府県知事等による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第55条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
アメリカ合衆国	食肉(別紙US-A1)(厚)	－	－
	－	－	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品(別紙US-S3)(農)	－	－
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	－	－
アラブ首長国連邦	牛肉(別紙AE-A1)(厚)	－	牛肉(別紙AE-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	－	－
アルゼンチン	食肉(別紙AR-A1)(厚)	－	－
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	－	－
アルメニア	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	－	－
イスラエル	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	－	－
インド	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	－	－
インドネシア	牛肉(別紙ID-A1)(厚)	－	牛肉(別紙ID-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ウクライナ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
ウルグアイ	食肉（別紙UY-A1）（厚）	－	－
英国	食肉（別紙EU-A1）（厚）	－	－
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	－	－
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	－	－
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	－	－
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5－2、6－2	－	－
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
欧州連合	食肉（別紙EU-A1）（厚）	－	－
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	－	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	－	－
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	－	－
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5－2、6－2	水産食品（別紙EU-S1）（農） 9	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 6－1－1、7－1
	水産物（別紙EU-S2）（農）	－	－
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
オーストラリア	食肉（別紙AU-A1）（厚）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
カザフスタン	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	－	－
カタール	食肉（別紙QA-A1）（厚）	－	食肉（別紙QA-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
カナダ	牛肉（別紙CA-A1）（厚）	－	－
	水産動物等（別紙CA-S1）（農）	－	－
カンボジア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
キルギス	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	－	－
クウェート	牛肉（別紙KW-A1）（厚）		
サウジアラビア	牛肉（別紙SA-A1）（厚）	－	牛肉（別紙SA-A1）（厚）
シンガポール	食肉（別紙SG-A1）（厚）	－	－
	食肉製品（別紙SG-A2）（厚）	－	－
	家きん肉及び家きん肉製品（別紙SG-A3）（厚）	－	家きん肉及び家きん肉製品（別紙SG-A3）（厚）
	家きん卵製品（別紙SG-A4）（厚）	－	－
	水産食品（別紙SG-S1）（厚）（農）	水産食品（別紙SG-S1）（農）	水産食品（別紙SG-S1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
スイス	食肉（別紙EU-A1）（厚）	－	－
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	－	－
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	－	－
	水産食品（別紙EU-S1）（厚）（農） 5－2、6－2	－	－
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
スリランカ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
タイ	牛肉（別紙TH-A1）（厚）	－	牛肉（別紙TH-A1）（厚）
	豚肉（別紙TH-A2）（厚）	－	－
	－	－	青果物（別紙TH-P1）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
大韓民国	－	－	殻付き家きん卵（別紙KR-A1）（厚）
	水産動物等（別紙KR-S2）（農）	－	－
	食品等（ZZ-S1）（農）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
台湾	牛肉（別紙TW-A1）（厚）	-	-
	乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び缶詰家きん肉製品（別紙TW-A2）（厚）	-	-
	牛肉製品（別紙TW-A3）（厚）	-	-
	豚肉製品（別紙TW-A4）（厚）	-	-
	貝類（別紙TW-S1）（農）	-	-
	水産動物等（別紙TW-S2）（農）	-	-
中華人民共和国	乳及び乳製品（別紙CN-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水産物（別紙CN-S2）（農）	-	-
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	-	-
	食品等（別紙ZZ-S1）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
トルコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ナイジェリア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ナミビア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ニュージーランド	牛肉（別紙NZ-A1）（厚）	-	-
	二枚貝（別紙NZ-S1）（厚）	-	-
ノルウェー	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚）（農） 5－2、6－2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
バーレーン	牛肉（別紙BH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙BH-A1）（厚）
フィリピン	牛肉（別紙PH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙PH-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
仏領ポリネシア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ブラジル	牛肉（別紙BR-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ブルネイダルサラーム	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ベトナム	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）	－	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）
	食肉（別紙VN-A2）（厚）	－	食肉（別紙VN-A2）（厚）
	活水産動物（別紙VN-S2）（農）	－	水産食品（別紙VN-S1）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
ベラルーシ	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	－	－
ペルー	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
香港	牛肉（別紙HK-A1）（厚）	－	－
	豚肉（別紙HK-A2-1）（厚）	－	豚肉（別紙HK-A2-1）（厚）
	家きん肉（別紙HK-A2-2）（厚）	－	家きん肉（別紙HK-A2-2）（厚）
	－	－	殻付き家きん卵及び卵製品（別紙HK-A3）（厚）
	アイスクリーム類等（別紙HK-A4）（厚）	－	－
	乳、乳飲料、クリーム（別紙HK-A5）（厚）	－	－
	モクズガニ（別紙HK-S1）（農）	－	－
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
マカオ	牛肉（別紙MO-A1）（厚）	－	牛肉（別紙MO-A1）（厚）
	豚肉（別紙MO-A2）（厚）	－	－
	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）	－	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
マレーシア	牛肉（別紙MY-A1）（厚）	－	牛肉（別紙MY-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
南アフリカ共和国	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
ミャンマー	牛肉（別紙MM-A1）（厚）	－	牛肉（別紙MM-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
メキシコ	牛肉（別紙MX-A1）（厚）	－	－
モーリシャス	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
モロッコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
ラオス	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
リヒテンシュタイン	食肉（別紙EU-A1）（厚）	－	－
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	－	－
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	－	－

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ロシア	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	－	－
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	－	－
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	－	－

(別表 3) 登録発行機関による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される輸出証明書の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣 (主務省令第55条関係) : 財務大臣 (財)、厚生労働大臣 (厚)、農林水産大臣 (農)

輸出先国	輸出証明書の発行 (法第15条第 3 項)
-	-

(別表４) 登録認定機関による適合施設の認定の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第55条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	適合施設の認定(法第17条第3項)
アメリカ合衆国	水産食品(別紙US-S2)(農)
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)(厚)
ウクライナ	水産食品(別紙UA-S1)(農)(厚)
オーストラリア	水産食品及び養殖等用飼料(別紙AU-S1)(農)
サウジアラビア	水産食品(別紙SA-S1)(農)
タイ	青果物(別紙TH-P1)(農)
ナイジェリア	水産食品(別紙NG-S1)(農)(厚)
ブラジル	水産食品(別紙BR-S1)(農)(厚)
ペルー	水産食品(別紙PE-S1)(農)
ロシア	水産食品(別紙RU-S1)(農)(厚)